主 文 本件控訴を棄却する。 理 由

本件控訴の趣意は弁護人保坂治喜提出の控訴趣意書に記載されたとおりであるから、ここにこれを引用し、これに対し次のように判断する。 第一点について、

本件記録を調査すると、所論、昭和二十八年七月四日附追起訴状記載の公訴事実 第一の要旨は、被告人は昭和二十八年一月二十日頃AよりBに支払うべき現金七千 円を預り同人の為保管中、その頃擅に自己の用途にあてる為、東京都内において着 服横領したと云うにあり、これに対し、原判決認定の第一の事実の要旨は、被告人 はAより同人がBに支払うべき金員を右B方に支払うよう依頼を受け、その趣旨の 下に昭和二十八年一月二十三日頃より同月二十九日頃迄の間三回に亘り右Aから合 計一万三千円の現金を預り同人の為保管中そのうち一万円をその頃擅に自己の用途 に充てる為、東京都内において着服したという〈要旨〉のであつて、その間には一見 所論のような不一致があると認められるが、本件記録によれば、右起訴状記載の〈/ 要旨>公訴事実の趣旨は、被告人がAより判示伊蔵平作に支払うべき趣旨で預つた金 員の内七千円を着服横領したと云うにあることが明らがであり、又原判決認定の第 一の事実の趣旨とするところは被告人はAより前同一の趣旨で預つた一万三千円の内一万円を着服横領したと云うのであつて、右着服横領の行為はこれを預つた都度 その当時各別の犯意に基き行われたと云うのではなく、これを包括して一個の横領 行為と認め一罪として処断したものであることが明らかである。従つて両者は表現 においては、一見所論のような相違があるけれども両者の相違は、被告人の横領した金が、右預つた金の内の七千円であつたか一万円であつたかの点に帰着するので ある。従つて両者は基本たる事実関係においては全く同一であると認められるので あつて、別個の公訴事実につき判決したものではないから原判決は所論のように審 判の請求を受けない事件につき判決をした違法があるものと云うことはできない、 しかして原判決挙示の証拠並びに本件記録によれば被告人はAから預つた一万三千 円の内三千円をBに渡し、残りの一万円を着服横領したものであつて(この点は被 告人自ら原審公判廷において認めているところである)、ただ被告人はBに対し三千円(謝礼金三百円を含む)を渡したのみであるのに、同人から、二千七百円及び三千三百円(合計六千円)の領収書計二通の交付を受けこれをAに渡しているとこ ろから、Aとしては被告人に横領された金額は七千円であるとしてその旨の被害届 を提出し(記録一四丁)検察官も被告人の横領金額を七千円であるとして前示のよ うに公訴を提起したことが認められるのである。

このような場合に検察官の起訴にかかる横領金額は七千円であるのに、訴因の変更をしないで直ちに一万円の横領の事実を認定しうるかとき認察でで直ちに一万円の横領の事実を認定しってもとを認定したとを認定したとれる。ことを認定した。本件のように被告人自ら横領金額が七千万のあることを認めてある。ことを表現しても被告人の防禦に不利益を認びまるが、一方の防禦に不利益を認びまる。ことを表現では、これをそのなりでは、一方のの横領におっても、一方のの人ともを認らないとの人のの人ともをは、一方の人

しかし更に進んで右訴訟手続の法令違反が判決に影響を及ぼすか否かの点につき 考察すると、本件の場合において被告人が横領した金額が七千円であるか一万円で あるかと云うことは、被告人の本件犯罪の成否に消長を来すものではなく、又これ により被告人に対する量刑にも影響を及ぼすものではないと認められるので結局本 件においては、右訴訟手続の法令違反は判決に影響を及ぼすことが明らかな場合と は認められない。故にこの点に関する原審の瑕疵は未だ以て原判決を破棄する理由 とするに足りない。以上の理由により論旨第一点は結局理由がない。

(その他の判決理由は省略する。)

(裁判長判事 谷中董 判事 荒川省三 判事 福島昇)